

○「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（20140925商局第2号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）<u>第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認及び規則第52条第3項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。</u></p> <p>なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。</p> <p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>（1）法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</u>（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規<u>5.</u>に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する</p>	<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の承認及び規則第52条第3項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。</p> <p>なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるものではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。</p> <p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>（1）法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。</p> <p>① <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律</u>（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規<u>4.</u>に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務</p>

者。)。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

イ～ハ (略)

② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者(以下「受託者」という。)又はその役員若しくは従業員であつて、選任する事業場に常時勤務する者(規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規5. に従つて兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。)。ただし、当該委託契約において、①イからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

(2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であつて、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者(以下「みなし設置者」という。)が主任技術者の選任を行うことを認める。また、(1)の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものと

する者。)。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

イ～ハ (略)

② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者(以下「受託者」という。)又はその役員若しくは従業員であつて、選任する事業場に常時勤務する者(規則第52条第3項ただし書の承認において、この内規4. に従つて兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。)。ただし、当該委託契約において、(1) ①イからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

(2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であつて、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者(以下「みなし設置者」という。)が主任技術者の選任を行うことを認める。また、(1)の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

する。

- ① 電気主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 次に掲げる設備又は事業場の設置の工事のための事業場

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 非自航船用電気設備であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

- ② 電気主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ～ホ (略)

へ 最大電力100キロワット未満(非自航船用電気設備にあつては最大電力300キロワット未満)の需要設備又は電圧600ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

(イ)・(ロ) (略)

ト (略)

(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

- ① 電気主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 次に掲げる設備又は事業場の設置の工事のための事業場

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 非自航船用電気設備(非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。)であつて出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

- ② 電気主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ～ホ (略)

へ その申請が最大電力100キロワット未満(非自航船用電気設備にあつては最大電力300キロワット未満)の需要設備又は電圧600ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

(イ)・(ロ) (略)

ト (略)

(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① ダム水路主任技術者を選任しようとする事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 出力500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力500キロワット未満のものである事業場

ロ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所(ダムの基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の水路式発電所(工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格B 0119(2009)において定められた水路式発電所をいう。)(以下単に「水路式発電所」という。)に限る。)の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所(水路式発電所に限る。)が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場

② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 出力100キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット未満のものである事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ)学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において土木工学の課程を修めて卒業した者

(ロ)～(へ) (略)

ロ・ホ (略)

(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作

① ダム水路主任技術者を選任しようとする事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 出力500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力500キロワット未満のものである事業場

ロ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所(ダムの基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の水路式発電所(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格B 〇一一九(二〇〇九)において定められた水路式発電所をいう。)(以下単に「水路式発電所」という。)に限る。)の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所(水路式発電所に限る。)が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場

② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 出力100キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット未満のものである事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ)学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において土木工学の課程を修めて卒業した者

(ロ)～(へ) (略)

ロ・ホ (略)

(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工

物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① (略)

② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 小型の汽力(温泉法(昭和23年法律第125号)の規定の適用を受ける温泉を利用するものに限る。)を原動力とする出力100キロワット以下の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) 学校教育法による高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第8条に規定する認定試験合格者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項の資格検定合格者を含む。)で、かつ、次のいずれかに該当する者

(a) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、経済産業省が実施する講習を修了した者又は経済産業省が実施する試験に合格した者

(b) 火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① (略)

② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 小型の汽力(温泉法(昭和23年法律第125号)の規定の適用を受ける温泉を利用するものに限る。)を原動力とする出力100キロワット以下の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) 学校教育法による高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第8条に規定する認定試験合格者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。)で、かつ、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、経済産業省が実施する講習を修了した者又は経済産業省が実施する試験に合格した者

(削る)

(ハ) (略)

(ニ) 労働安全衛生法別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

(ホ) (略)

(ヘ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) (略)

ロ 出力200キロワット未満、圧力1,000キロパスカル未満、

(ハ) 学校教育法による高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第8条に規定する認定試験合格者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。)であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

(ニ) (略)

(ホ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

(ヘ) (略)

(ト) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(チ) (略)

ロ 出力200キロワット未満、圧力1,000キロパスカル未満、

かつ、当該ボイラーの最大蒸発量（ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和）が4トン毎時未満（発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーに限る。）の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が200キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) 学校教育法による高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則第8条に規定する認定試験合格者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程第8条第1項の資格検定合格者を含む。）であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

(ハ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号イの1級海技士（機関）、同号ロの2級海技士（機関）又は同号ハの3級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者

(ニ) 労働安全衛生法別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

かつ、当該ボイラーの最大蒸発量（ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和）が4トン毎時未満（発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを用いる場合に限る。）の火力発電所、当該発電所の設置のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が200キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) 学校教育法による高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条に規定する認定試験合格者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規程する資格検定合格者を含む。）であって、火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者

(ハ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第5条第1項第2号イの1級海技士（機関）、同号ロの2級海技士（機関）又は同号ハの3級海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者

(ニ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーを4月以上取り扱った経験がある者

(ホ) ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1号の特級ボイラー技士免許、同条第2号の1級ボイラー技士免許又は同条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者

(ヘ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) (略)

ハ 出力5,000キロワット未満かつ圧力1,470キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が5,000キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ)・(ハ) (略)

(ニ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の上

(ホ) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47年労働省令第33号) 第97条第1号の特級ボイラー技士免許、同条第2号の1級ボイラー技士免許又は同条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者

(ヘ) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則 (昭和59年通商産業省令第15号) 第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ト) (略)

ハ 出力5,000キロワット未満かつ圧力1,470キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が5,000キロワット未満のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者。

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ)・(ハ) (略)

(ニ) エネルギーの使用の合理化に関する法律第9条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則 (昭和59年通商産業

欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ホ) 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が機械部門であるものに合格した者

(ヘ) イ(ロ)(b)に掲げる者であって、出力200キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(ト) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号ロの2級海技士(機関)若しくは同号ハの3級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者又はボイラー及び压力容器安全規則第97条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者であって、出力200キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(チ) (略)

ニ 圧力2,940キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

省令第15号第29条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第1の第1欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第2欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。)

(ホ) 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が機械部門であるものに合格した者

(ヘ) イ(ロ)に掲げる者であって、出力200キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(ト) イ(ハ)(2級海技士(機関)又は3級海技士(機関)としての海技士の免許を受けた者に限る。)又は(ホ)(2級ボイラー技士免許を受けている者に限る。)に掲げる者であって、出力200キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(チ) (略)

ニ 圧力2,940キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者。

<p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>ハ</u>に掲げる者 ((<u>ト</u>) 及び (<u>チ</u>) に掲げる者を除く。) であつて、圧力1, 470キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者</p> <p>ホ 圧力5, 880キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者</p> <p>(ロ) <u>ニ</u>に掲げる者であつて圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者</p> <p>へ 圧力5, 880キロパスカル以上の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、<u>ホ</u>に掲げる者であつて、圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者</p> <p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下<u>3.</u>において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下<u>3.</u>において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であつて電圧170, 000ボルト未満で連系等をする風力発</p>	<p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>ロ</u>に掲げる者 ((<u>へ</u>) 及び (<u>ト</u>) に掲げる者を除く。) であつて、圧力1, 470キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者</p> <p>ホ 圧力5, 880キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者</p> <p>(ロ) <u>ハ</u>に掲げる者であつて圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者</p> <p>へ 圧力5, 880キロパスカル以上の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、<u>ハ</u>に掲げる者であつて、圧力2, 450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者</p> <p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であつて電圧十七万ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又</p>
---	--

電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系等をするための設備への主任技術者の選任は、次に掲げる要件のすべてに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であって、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、被統括事業場の保安を一体的に確保するための組織（以下3.において「保安組織」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合すること。

イ 設置者又はその役員若しくは従業員（以下3.において「設置者等」という。）の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ （略）

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者（以下3.において「統括電気主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ・ヘ （略）

② 統括電気主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要

はこれらを系統に連系するための設備への主任技術者の選任は、次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であって、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、被統括事業場の保安を一体的に確保するための組織（以下「保安組織」という。）が次に適合すること。

イ 設置者又はその役員若しくは従業員の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者又はその役員若しくは従業員でない者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ （略）

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者（以下「統括電気主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ・ヘ （略）

② 統括電気主任技術者として選任しようとする者が次に適合する

件のすべてに該当すること。

イ～ハ (略)

- ③ 統括電気主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件のすべてに適合すること。

イ～ハ (略)

- ④ (略)

4. 規則第5 2条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) (略)

(法人のマネジメントシステム)

(2) 規則第5 2条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目のすべてが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

①～③ (略)

- ④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる要件のすべてに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、平成15年経済産業省告示第249号第3条第3項の値(以下「告示の値」という。)

こと。

イ～ハ (略)

- ③ 統括電気主任技術者の執務の状況が次に適合すること。

イ～ハ (略)

- ④ (略)

4. 規則第5 2条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) (略)

(法人のマネジメントシステム)

(2) 規則第5 2条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の①から④の項目が満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

①～③ (略)

- ④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、以下のイからニに掲げる全ての要件に該当していること。

イ・ロ (略)

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示

を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

ニ (略)

(3) (略)

(太陽電池発電所専用の受変電設備の点検)

(4) 規則第53条第2項第5号で定める点検について、平成15年経済産業省告示第249号第4条第4号の3の「太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき」とは、次の①及び②に掲げる要件に適合する場合とする。

① (略)

② 太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の解釈第47条第1項第3号ロ(イ)から(ニ)までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者又は保安業務担当者等(以下「電気管理技術者等」という。)に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げるすべての事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する

(平成15年経済産業省告示第249号)第3条第2項の値(以下「告示の値」という。)を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

ニ (略)

(3) (略)

(太陽電池発電所専用の受変電設備の点検)

(4) 規則第53条第2項第5号で定める点検について、平成15年経済産業省告示第249号第4条第4号の3の「太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき」とは、次の①及び②に掲げる要件に適合する場合とする。

① (略)

② 太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の解釈第47条第1項第3号ロ(イ)から(ニ)までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者等に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5) 規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任が委託契約に定められていること」は、次の①から⑥までに掲げる事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する

保安の確保を、次に掲げる基本原則のすべてに従って行うこと。

イ 電気管理技術者等が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次に掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

(イ) 設備が特殊であるため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかに該当する自家用電気工作物）

(a)・(b) (略)

(c) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要する機械

(d)・(e) (略)

(ロ) 設置場所が特殊であるため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

(a)～(e) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

② 月次点検を、次に掲げる要件のすべてに従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備

保安の確保を、次のイからホまでに掲げる基本原則に従って行うこと。

イ 電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(イ)から(ニ)までに掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

(a)・(b) (略)

(c) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d)・(e) (略)

(ロ) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の(a)から(e)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

(a)～(e) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

② 月次点検を、次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備

等を対象として行う。

(イ) 点検項目

(a) (略)

(b) 電線とそれ以外の物との離隔距離の適否

(c)・(d) (略)

(ロ) 対象設備等

(a)・(b) (略)

(c) 受電盤・配電盤

(d) 接地工事の施設状況 (接地線、保護管等)

(e) 構造物 (受電室建物、キュービクル式受電設備・変電設備の金属製外箱等) 及び配電設備

(f)～(h) (略)

ロ (イ) 及び (ロ) に掲げる項目の確認のため、当該 (イ) 及び (ロ) に定める測定を行う。

(イ)・(ロ) (略)

ハ イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、ロと同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。)

等を対象として行う。

(イ) 点検項目

(a) (略)

(b) 電線と他物との離隔距離の適否

(c)・(d) (略)

(ロ) 対象設備等

(a)・(b) (略)

(c) 受・配電盤

(d) 接地工事 (接地線、保護管等)

(e) 構造物 (受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等) 及び配電設備

(f)～(h) (略)

ロ 次の (イ) 及び (ロ) までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(イ)・(ロ) (略)

ハ 上記②イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。)

ロ 次に掲げるすべての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後に停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) (略)

④ 工事期間中は、②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ (略)

⑥ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故又は故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を、設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故又は故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故又は故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(連絡責任者の選任)

(6) 規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後に停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) (略)

④ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ (略)

⑥ 事故・故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(連絡責任者の選任)

(6) 規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52

条第2項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあっては2.（1）②イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

(7) 規則第53条第2項第6号の「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

(8) (略)

(高圧一括受電するマンションの住居部分の点検)

(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分（その住居部分で使用する電気を電気供給者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5) ②及び③にかかわらず、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）によることができる。

5. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件のすべてに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる

条第2項の承認を受けようとする者（以下「設置者」という。）が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあっては2.（1）②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

(7) 規則第53条第2項第6号中「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

(8) (略)

(高圧一括受電するマンションの住居部分の点検)

(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分（その住居部分が電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が電気事業法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5) の②及び③にかかわらず、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）によることができる。

5. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる

場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

② 兼任させようとする者が兼任する事業場（この②において「申請事業場」という。）が次のいずれかに該当すること。

イ・ロ （略）

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社の子会社である者の事業場

ニ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場又は既に兼任している事業場（このニにおいて「原事業場」という。）と同一敷地内にある事業場であって、当該申請事業場の事業用電気工作物の設置者及び当該原事業場の事業用電気工作物の設置者（このニにおいて「両設置者」という。）が次に掲げる要件のすべてを満たすもの

（イ）～（ハ） （略）

③ （略）

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備が、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ （略）

⑤ （略）

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件のすべてに適合する場合に行うものとする。

場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

(新設)

① 兼任させようとする者が兼任する事業場（この①において「申請事業場」という。）が次のいずれかに該当すること。

イ・ロ （略）

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場

ニ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場又は既に兼任している事業場（このニにおいて「原事業場」という。）と同一敷地内にある事業場であって、当該申請事業場の事業用電気工作物の設置者及び当該原事業場の事業用電気工作物の設置者（このニにおいて「両設置者」という。）が次の(イ)から(ハ)までを満たす場合に係るもの

（イ）～（ハ） （略）

② （略）

③ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ （略）

④ （略）

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

<p>①～④ (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表第5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が<u>次に掲げる要件のすべてに適合する場合</u>に行うものとする。</p> <p>① 兼任させようとする者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の親会社の子会社である者の事業場</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表第5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が<u>次の①から⑤に掲げる要件に適合する場合</u>に行うものとする。</p> <p>① 兼任させようとする者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者と<u>同一</u>の親会社の子会社である者の事業場</p> <p>②～⑤ (略)</p>
---	--